

# 燃油価格高騰緊急対策Q&A（もくじ）

平成27年3月18日版

## ○ 全般関係

No.	問
1	燃油価格高騰緊急対策の目的は何ですか。
2	燃油価格高騰緊急対策では、どのような取組を支援するのですか。
3	事業のスキームを教えてください。
4	支援対象者はどのような組織を想定しているのですか。
5	支援対象者の要件を教えてください。
6	「受益農家及び事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること」とありますが、どのような書面が必要で、誰が確認するのですか。また、その書面は提出の必要がありますか。

## ○ 県協議会関係

No.	問
1	事業実施者となる協議会はどのような組織ですか。必須となる構成員はありますか。
2	協議会をまだ設立していない場合、どうしたらよいでしょうか。
3	協議会で、リース導入支援事業、セーフティネット構築事業及び推進事業の事業主体からの補助金は、分けて管理する必要がありますか。
4	協議会の資金造成に対する事業主体からの助成はどのように行われるのですか。
5	他の事業等の協議会と兼務(2枚看板)することはできますか。
6	協議会の事務費は手当てされるのでしょうか。
7	協議会が備えるべき要件は何ですか。

## ○ 省エネルギー推進計画関係

No.	問
1	【計画の趣旨・性格】 省エネルギー推進計画とはどのようなものですか。
2	【計画策定のメリット】 省エネルギー推進計画を策定することによってどのようなメリットがあるのですか。
3	【計画策定主体・産地規模】 省エネルギー推進計画の策定主体(本対策における産地規模)の考え方を教えてください。
4	【計画参画農業者の温室の条件】 省エネルギー推進計画に参画する農業者の温室は、全て農業振興地域内である必要があるのですか。
5	【計画期間、支援事業期間】 省エネルギー推進計画の対象期間、国による支援事業の対象期間の考え方を教えてください。また、本対策における事業年度の考え方を教えてください。
6	【15%の考え方】 燃油使用量の削減目標(15%以上削減)の考え方を教えてください。
7	【目標達成の取組手段】 燃油使用量の削減目標達成に向けた取組手段の考え方を教えてください。
8	【目標達成の取組手段】 省エネルギー推進計画の策定において、15%以上の削減目標のうち10%については「省エネルギー生産管理チェックシート」の実践で対応できますが、残りの5%の削減はどのように取り組めば良いのですか。
9	【目標達成の取組手段】 No.7の取組手段において、例えば、局所(株元・生長点)加温技術による省エネ対策、低温適応性品種への転換といった省エネ対策を目標達成のための取組として位置づけられませんか。
10	【削減目標の算定方法】 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標(▲15%以上)の算定方法を教えてください。
11	【施設園芸ヒートポンプ版省エネ試算ツール】 同じハウス内に暖房能力などの性能が違うヒートポンプを導入した場合、燃料削減率はどのように試算するのですか。
12	【新規参入等の取扱】 (新規参入者など)現在は加温設備を利用していない農家でも、省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができますか。 その場合、当該農家の省エネ対策実施前の燃油使用量はどのように設定するのですか。
13	【先行的に省エネ努力に取り組んだ産地の取扱】 先行して省エネ設備を導入・利用するなど、これまでに産地の省エネ化に貢献してきたにもかかわらず、今後更なる取組により燃油使用量を大幅に削減することは難しく、省エネルギー推進計画の審査上不利になりませんか。
14	【先行的に省エネ努力に取り組んだ産地の取扱】 省エネルギー推進計画の策定において、これまでの省エネ努力分はどのように反映させれば良いのですか。
15	【計画申請・承認手続】 省エネルギー推進計画の申請・承認手続は誰がどのように行うのですか。
16	【審査方法】 省エネルギー推進計画の審査はどのように行われるのですか。また、省エネ設備のリース導入支援事業の審査との関係を教えてください。
17	【計画策定主体】 例えば、3戸の施設園芸農家で省エネルギー推進計画を策定する場合、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも可能ですか。

18	【計画策定主体】 例えば、大規模経営を行っている1戸1法人や単体の会社組織は、省エネルギー推進計画の策定主体になれませんか。
19	【計画変更の取扱】 ① 例えば、計画参画者が健康上の理由で取組を続けられなくなった場合など、省エネルギー推進計画の変更は認められますか。 ② また、これまでに、24先行実施分あるいは25本格実施分として既に省エネ推進計画が承認されている場合、26事業年度分の申請時に、産地で合意が得られた取組を追加した現行計画の変更を行うことは可能ですか。
20	【施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート】 ① 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」とは、何ですか。 ② 前年に実施した項目をチェックすれば良いのですか。また、今回から新たに取組むことでも良いのですか。 ③ 例えば、何項目以上実践といったノルマが課されるのですか。 ④ 温室毎にチェック・提出する必要がありますか。
21	【取組の評価・報告の取扱】 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標の達成状況について、評価または報告の義務はありますか。
22	計画申請に向けて、産地で準備すべきことや手順、スケジュールを教えてください。

## ○ 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業関係

No.	問
<b>事業全般</b>	
1	平成24年度までの農畜産業機械等リース支援事業(施設園芸省エネ設備導入型)との違いは何ですか。
2	1戸の農家でも事業に取り組むことは可能ですか。
3	対象となる油種は何ですか。
4	販売、展示用の温室に設備は導入できますか。
5	補助率(リース料のうち物件購入価格の1/2以内)の考え方を教えてください。
6	今回のリース支援事業への申請方法とリース契約方法について教えてください。例えば、協議会やJAの営農部会が省エネルギー推進計画を策定し、事業申請する場合、リース事業者との契約は、個々の構成員ではなく協議会や営農部会で締結するのですか。
7	温室を別の補助事業で設置し、省エネ設備を今回のリース支援事業で導入することは可能ですか。
8	添付資料:「設置場所の状況を確認できる資料」とは、どのような書類を添付するのですか。
9	現在の燃油使用量とは、どのような期間でどのように算出するのですか。
10	添付資料:「設備を導入する温室の写真(内部、外観を3ヶ月以内に写したもの)」は、温室毎に撮影するのですか。また、デジタルカメラで写したものでよいのですか。
11	添付資料:「設備を導入する全温室の敷設場所の概略図」は、インターネットの地図を利用(コピーして貼付)してもよいのですか。
12	土地と温室が他人名義の場合、申請は可能ですか。
13	中古物件は事業の対象となりますか。
14	設備を導入する温室の強度等の基準はありますか。
<b>リース契約関係</b>	
15	事業のリース契約期間について教えてください。
16	リース契約はいつまでに締結すればよいのですか。 また、いつまでに事業完了すればよいのですか。
17	事業申請前に締結したリース契約は対象となりますか。
18	リース物件の設置費も補助対象になるのですか。
19	リース料の支払が毎月均等でないリース取引でも事業の対象となりますか。
20	リース事業者は農協でもよいのですか。
21	設備を導入した農業者がリース期間中に健康上の理由等で営農を続けられなくなった場合、どうすればよいのですか。
22	天災等でリース物件が全壊した場合のリース契約の解約は、補助金返還の対象となりますか。
<b>対象設備関係</b>	
<b>ヒートポンプ</b>	
23	ヒートポンプを導入するためには電気工事が必要ですが、補助対象になりますか。また、既存の燃油焚き加温機の移設経費は補助対象になりますか。
24	電気式ヒートポンプ以外のガスヒートポンプ、灯油ヒートポンプ、水熱源式ヒートポンプを導入したいのですが、補助対象となりますか。
25	過去に自己資金でヒートポンプを導入している温室に、ヒートポンプを追加導入することはできますか。また、耐用年数を経過し、使われなくなったヒートポンプを廃棄して新たに導入する場合、補助対象となりますか。
26	本事業で冷房や除湿を目的としたヒートポンプ導入はできますか。
27	ヒートポンプを導入する温室面積に対し、台数制限はありますか。
28	「ヒートポンプと燃油暖房機が一体となった設備」は支援対象設備となるのですか。
29	水耕栽培における養液の加温・温度調節用としてヒートポンプを導入する場合、本事業の支援対象設備となるのですか。
30	H24事業(またはH25事業)によりヒートポンプを導入していますが、H26事業を活用して同じ温室に内張多層化設備を導入することは可能ですか。
<b>木質バイオマス利用加温設備</b>	
31	木質バイオマス利用加温設備を導入する場合、建屋や加温機設置のための基礎、燃料搬送装置等が必要になりますが、どこまでが補助対象となりますか。
32	現在、燃油加温機と木質バイオマス利用加温設備のハイブリッド方式で加温していますが、燃油加温機に替えて木質バイオマス利用加温設備を追加導入することは可能ですか。
33	燃料に制限はあるのですか。
34	燃料(ペレット、チップ、薪)の原材料に制限はあるのですか。
<b>多張多重化設備・内張多層化設備</b>	
35	内張多層化設備、外張多重化設備をリース導入する場合、耐用年数はどのように判断すればよいのですか。
36	温室のフィルムやガラスの張り替え、遮光カーテンは対象となりますか。

37	自己資金で温室を多重化・多層化していますが、老朽化により保温効果が確保できないため、本事業により新たに設備導入を希望しますが、可能ですか。
38	外張多重化、内張多層化については、屋根部分だけでは認められませんか。
39	外張設備の多重化は、送風機を必ず使用しなければなりませんか。
40	外張多重化設備を設置するために、既存温室の補強が必要となる場合、この材料費・工事費は対象となりますか。
41	内張多層化設備の多層化とは何層以上ですか。
42	新たに内張設備の多層化に取り組みたいと考えていますが、補助対象となりますか。
43	現在の内張設備と屋根面との間が狭いため、重ね張りをしたいのですが認められますか。
44	内張設備を多層化する場合、間隔をどれくらいあければよいのですか。
45	内張設備は、電動巻き取りでなく手動巻き取りの設備でも補助対象になりますか。
46	複層資材を使用した内張設備は、2層と見なせませんか。
<b>その他設備関係</b>	
47	「その他の設備」として事業申請する際に準備すべき資料や留意点をおしえてください。
48	「その他の設備」として過去に承認された設備を申請する場合は、「燃油節減効果が客観的に認められる」ことが分かる導入地域による比較試験結果を提出しなくてはなりませんか。また、経験のある公的試験研究機関による比較試験結果がない場合、民間企業等で行った比較試験結果のデータを提出することは可能ですか。
<b>その他関係</b>	
49	この事業は、会計検査の対象になるのですか。
50	物件の見積りはどのように取ればよいのですか。
51	補助金は、誰がいつ頃受け取ることができますか。
52	補助事業で導入した設備により新たな作物(野菜)の栽培を予定していますが、燃油使用量の実績をどのように算出すればよいのですか。
53	関係書類(実施計画承認申請書、交付申請書、実績報告兼補助金請求書等)に使用する印鑑は異なってもよいのですか。

## ○ 施設園芸セーフティネット構築事業関係

No.	問
<b>全般</b>	
1	セーフティネットの対象となる期間は具体的に何月から何月ですか。
2	対象となる油種は何ですか。
3	灯油について、施設園芸の用に供するものとそれ以外の用に供するものをどのように区分すればよいのですか。
4	セーフティネットの発動基準価格は具体的にいくらでしょうか。
5	積立の単価は個々の農業者が選択できるのですか。
6	セーフティネット発動の判定は何時、どのように行うのですか。
7	セーフティネットが発動した場合、補填金はいつごろ支払われるのですか。
<b>積立契約関係</b>	
8	積立契約とは何ですか。
9	積立契約はいつ結ぶのですか。
10	複数の積立契約を結ぶことができますか。
11	加入組織は、積立契約が締結された証拠として、手元にどのような書類を持つことになりますか。
12	加入組織(及びその構成員)が提出した書類に虚偽の記載があった場合など、加入組織が積立契約上の義務を怠った場合にどのように対応するのですか。
13	加入組織の名称や住所が変更された場合には、どのように対応するのですか。
<b>数量申込関係</b>	
14	数量申込みとはどのようなものですか。
15	数量申込みはいつ行うのですか。
16	申請する数量はどのように決めればよいのですか。
17	数量申込みで申し込んだ施設園芸用燃料の購入予定数量は変更できるのですか。
18	申し込む数量の単位は何リットルですか。
19	申し込む数量の上限及び下限はあるのですか。
<b>積立関係</b>	
20	積立はどのように行うのですか。
21	積立額はどのように算出するのですか。
22	数量申込書の積立金の額は、何円単位で記入するのですか。
23	積立金に対する税制の優遇措置はないのですか。
24	積立金は、税務上、経費に該当するのですか。また、解約により積立金が返還された場合、税務上、どのような扱いをすればよいのですか。
25	補填があった場合、積立額はどうなるのですか。
26	積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。
<b>購入数量の報告関係</b>	
27	月ごとの施設園芸用燃料の購入数量とは何のことですか。
28	納品書を紛失した場合はどうすればよいのですか。
29	購入実績報告の際、数量設定した燃油を全量施設園芸用を使用したか不明な場合や納品伝票を紛失した場合はどのようにしたらよいのですか。
30	月ごとの購入実績について、報告後に修正できますか。

31	翌月以降における補填の可能性を留保しておくため、購入実績の報告を意図的に少ない数量で行うことは可能ですか。
32	数か月先に使用する燃油も含めて購入した場合、セーフティネットの対象となる燃油量をどう判断するのでしょうか。
33	気温が低かったことから、申込み数量以上の燃油を使用したのですが、セーフティネットの対象となりますか。
34	口座振込の場合、購入実績の報告に必要な書類はどのようなものですか。
<b>補填関係</b>	
35	補填金は、税務上どのような扱いになるのですか。 また、課税事業者の農業者が補てん金を受けた場合、仕入れに係る消費税相当額の取扱いはどうなりますか。
36	補填金の送金手数料は誰が支払うのですか。
37	支払われた補填金を加入組織でプールしても構いませんか。
38	補填金は、何円単位で支払われるのですか。
39	補填単価が著しく少ない場合も想定されるが、こうしたときにも必ず補填は行われるのか。
40	補填金が支払われないのはどのような場合ですか。
41	補填金交付対象とならなかった当該月の購入数量は、次回の補填に当たり、加入当初に設定した燃油購入予定数量から控除されるのですか。
<b>その他関係</b>	
42	積立契約は解約できますか。
43	複数の加入組織に参加し複数の積立契約を持つ者については、補填の実施に際して購入数量実績がダブルカウントされる可能性があります。防止措置はあるのですか。

## ○ 事業手続関係

No.	問
1	申請時期はどのようになりますか。
2	24、25事業年度に取り組んだ地区が、26事業年度に継続して申請する場合、優先採択はありますか。 特に、セーフティネットに加入している場合はどうなりますか。

## ○ その他関係

No.	問
1	きのご類は対象になりますか。
2	野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家は対象となりますか。
3	施設園芸に新規に参入した者や、新たに施設を増設した者についても対象になりますか。

# 燃油価格高騰緊急対策Q & A

平成27年3月18日版

## ○ 全般関係

No.	問	回答
1	燃油価格高騰緊急対策の目的は何ですか。	<p>施設園芸の経営費は、水稲などの土地利用型作物と比べて高く、経営費に占める燃料費の割合(3割程度)は漁業(3割程度)と同等に極めて高い割合を占めています。</p> <p>このような中、近年、冬期加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、施設園芸農家の経営が圧迫され、安定的・継続的な経営が困難な状況となっています。</p> <p>このため、産地ぐるみでヒートポンプの導入等による省エネ化を進めるとともに、燃油価格の高騰に備えるセーフティネットを構築することにより、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を図ることを目的としています。</p>
2	燃油価格高騰緊急対策では、どのような取組を支援するのですか。	<p>本対策では、次の2つの事業により支援を行います。</p> <p>(1) 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業 施設園芸の省エネルギー対策に計画的に取り組む産地において、農業者の初期投資の負担を軽減するリース方式により、ヒートポンプ等の施設園芸省エネルギー設備の導入を支援します。</p> <p>(2) 施設園芸セーフティネット構築事業 施設園芸の省エネルギー対策に計画的に取り組む産地において、燃油価格の急上昇が農家経営に及ぼす影響を緩和するため、燃油価格の高騰時に補てん金を交付するための資金の造成に対し支援します。</p>
3	事業のスキームを教えてください。	<p>本対策は、「国→事業主体(全国団体)→事業実施者(県域協議会)→支援対象者(農業者組織)」というスキームで実施します。</p> <p>本対策は平成24年度補正予算により「15ヶ月予算」の考えのもと平成25年度までの実施期間となっていました。燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、平成27事業年度末まで実施期間を延長しました(27年1月)。国の予算は、全国団体として公募により採択した(一社)日本施設園芸協会が事業主体となり基金を造成・管理します。</p> <p>また、都道府県を区域とする協議会が事業の実施者(「事業実施者」といいます。)となり、農業者の申請を取りまとめたり、事業に必要な資金の造成・管理、支援対象者からの申請の審査を行います。</p> <p>本対策の事業に取り組みたい施設園芸農家の皆さまは、産地において、対策の支援の対象となる組織(「支援対象者」といいます。問4、5を参照。)をつくり、産地の省エネルギーを進めるための計画(「省エネルギー推進計画」といいます。)と事業の実施計画を策定し、事業実施者の県域協議会に申請し、承認を受けて実施することになります。</p>
4	支援対象者はどのような組織を想定しているのですか。	<p>支援対象者は、野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者が3戸以上集まった組織であり、具体的には農業協同組合等を想定しています。</p>
5	支援対象者の要件を教えてください。	<p>支援対象者は以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者が3戸以上集まった組織であること。</p> <p>(2) 構成員が施設園芸を営んでいることを書面等により確認できること。</p> <p>(3) 省エネルギー推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。</p> <p>(4) 農業協同組合等以外の任意組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。</p>
6	「受益農家及び事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること」とありますが、どのような書面が必要で、誰が確認するのですか。また、その書面は提出の必要がありますか。	<p>① 当該書面については、支援対象者が事業主体又は事業実施者へ提出する事業実施計画書への添付は義務づけられていませんが、支援対象者等が確認に必要であると判断した場合には、提出してください。</p> <p>② なお、書面等とは、加温期間に当該品目の出荷を行っている旨が確認できる出荷伝票、及び、加温期間に当該品目を栽培していることが分かる施設写真、施設の位置図等が考えられ、これらにより支援対象者が構成員の個々の農家について確認できることが必要です。</p>

## ○ 県協議会関係

No.	問	回 答
1	事業実施者となる協議会はどのような組織ですか。必須となる構成員はありますか。	事業実施者となる協議会は、都道府県内の事業の実施、資金の造成を担う組織です。必須となる構成員は、都道府県及び都道府県の区域をその区域とする農業者団体としています。
2	協議会をまだ設立していない場合、どうしたらよいでしょうか。	当該事業年度までに協議会が設立されていない場合は、事業主体と相談の上で設立を進めていただくことになります。当該事業年度の事業実施を希望する場合は、その公募終了時までには協議会を設立する必要がありますので、お早めにご相談下さい。
3	協議会で、リース導入支援事業、セーフティネット構築事業及び推進事業の事業主体からの補助金は、分けて管理する必要がありますか。	事業主体(全国団体)から協議会への補助金交付決定は、協議会が提出し事業主体が承認した事業実施計画書のそれぞれの事業に要する額になりますが、協議会の資金の管理は、事業ごとに分ける必要はありません。ただし、特にセーフティネット構築事業では、事業主体からの補助金のみならず、農業者組織からの積立金の管理も伴うことから、適切な資金管理の観点からは、事業ごとに分けて管理をすることが望ましいと考えております。
4	協議会の資金造成に対する事業主体からの助成はどのように行われるのですか。	協議会の資金造成に対する事業主体からの助成は、事業実施期間の各事業年度ごとに必要となる資金のうち、協議会からの申請を事業主体(全国団体)が承認した場合、助成を行うこととします。
5	他の事業等の協議会と兼務(2枚看板)することはできますか。	要件を満たす協議会が既にある場合は、その協議会を活用して本対策の事業実施者となることも可能です。
6	協議会の事務費は手当てされるのでしょうか。	本対策を適正かつ円滑に実施するために事業実施者が行う取組に対して、「推進事業」として定額により補助を行うこととしております。推進事業では、事業の推進・指導事務、交付事務、実施確認に係る事務に必要な備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等の費用が補助対象となります。
7	協議会が備えるべき要件は何ですか。	協議会の要件は以下のとおりです。 (1)代表者が定められていること。 (2)構成員に都道府県及び都道府県の区域をその区域とする農業者団体が含まれていること。 (3)組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。 (4)事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

# 燃油価格高騰緊急対策Q & A

平成27年3月18日版

## ○ 省エネルギー推進計画関係

No.	問	回 答																						
1	【計画の趣旨・性格】 省エネルギー推進計画とはどのようなものですか。	燃油価格に影響を受けにくい経営構造へ転換するため、施設園芸産地自らが策定・実践する計画であり、計画に参画する個々の農業者の省エネ取組計画を積み上げて、産地全体の燃油使用量を15%以上削減する目標と目標達成に向けた取組手段を設定します。																						
2	【計画策定のメリット】 省エネルギー推進計画を策定することによってどのようなメリットがあるのですか。	省エネルギー推進計画が承認された場合、国は、燃油価格高騰緊急対策において、ヒートポンプなど省エネ設備のリース導入、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援します(いずれか一方の事業参加でも可能)。																						
3	【計画策定主体・産地規模】 省エネルギー推進計画の策定主体(本対策における産地規模)の考え方を教えてください。	野菜、果樹または花きの施設園芸農家3戸以上で構成する農業者グループ単位で策定していただきます(燃油価格高騰緊急対策では「支援対象者」と定義)。一般的には、JAなど一定のまとまりを持った単位を想定していますが、例えば、3戸以上の施設園芸農家であれば個々の温室が離れていても可能です(ただし、その際の産地範囲は県域単位とします)。また、同一品目・複数品目いずれかでも差し支えありません。																						
4	【計画参画農業者の温室の条件】 省エネルギー推進計画に参画する農業者の温室は、全て農業振興地域内である必要があるのですか。	省エネルギー推進計画に参画する農業者の温室のうち、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業により省エネ設備を導入する温室については、農業振興地域内又は生産緑地地区内である必要があります。																						
5	【計画期間、支援事業期間】 省エネルギー推進計画の対象期間、国による支援事業の対象期間の考え方を教えてください。また、本対策における事業年度の考え方を教えてください。	<p>省エネルギー推進計画の対象期間は、原則として3年間です(目標年度は計画策定事業年度の翌々事業年度)。事業実施期間は平成27事業年度末まで(平成27年1月延長措置)ですので、この期間中に国の支援事業を活用して省エネ取組体制を整えた上で、目標年度迄に15%以上の燃油使用量削減を達成していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">省エネルギー推進計画の計画期間</th> </tr> <tr> <th>省エネ推進計画</th> <th>計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24先行実施分</td> <td>H25.2～H28.4</td> </tr> <tr> <td>H25本格実施分</td> <td>H25.5～H28.4</td> </tr> <tr> <td>H26新規策定分</td> <td>H26.5～H29.4</td> </tr> <tr> <td>H27新規策定分</td> <td>H27.5～H30.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目標年度は、原則として計画策定事業年度の翌々事業年度の3年間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(参考)事業年度</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24事業年度</td> <td>H25.2～H25.4</td> </tr> <tr> <td>H25事業年度</td> <td>H25.5～H26.4</td> </tr> <tr> <td>H26事業年度</td> <td>H26.5～H27.4</td> </tr> <tr> <td>H27事業年度</td> <td>H27.5～H28.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本対策の事業年度は、5月から翌年4月</p>	省エネルギー推進計画の計画期間		省エネ推進計画	計画期間	H24先行実施分	H25.2～H28.4	H25本格実施分	H25.5～H28.4	H26新規策定分	H26.5～H29.4	H27新規策定分	H27.5～H30.4	(参考)事業年度	期 間	H24事業年度	H25.2～H25.4	H25事業年度	H25.5～H26.4	H26事業年度	H26.5～H27.4	H27事業年度	H27.5～H28.4
省エネルギー推進計画の計画期間																								
省エネ推進計画	計画期間																							
H24先行実施分	H25.2～H28.4																							
H25本格実施分	H25.5～H28.4																							
H26新規策定分	H26.5～H29.4																							
H27新規策定分	H27.5～H30.4																							
(参考)事業年度	期 間																							
H24事業年度	H25.2～H25.4																							
H25事業年度	H25.5～H26.4																							
H26事業年度	H26.5～H27.4																							
H27事業年度	H27.5～H28.4																							
6	【15%の考え方】 燃油使用量の削減目標(15%以上削減)の考え方を教えてください。	削減目標(15%以上削減)は、過去の平均的な所得水準を確保するために必要と考えられる削減値であり、現在の燃油使用量(省エネルギー推進計画策定時点の直近7カ年の最高値と最低値を除いた5カ年の7中5平均または、地域の標準的な使用量を用いる)に対して省エネルギー推進計画期間内にNo.7に記載の取組手段により、15%以上削減する目標を設定してください(具体的方法はNo.10を参照)。																						
7	【目標達成の取組手段】 燃油使用量の削減目標達成に向けた取組手段の考え方を教えてください。	<p>削減目標(15%以上削減)達成に向け、計画期間内に次の取組を実施していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート』を活用した省エネルギー生産管理の徹底による燃油使用量削減(計画参画全農家の必須取組)</li> <li>省エネ設備の導入による燃油使用量削減(施設園芸省エネ設備リース導入支援事業の活用など、計画参画農家の任意取組)</li> <li>施設園芸セーフティネット加入により、省エネの取組体制を計画的に整備(計画参画農家の任意取組) ※②及び③に係る国の支援はH28.4月迄</li> </ol>																						
8	【目標達成の取組手段】 省エネルギー推進計画の策定において、15%以上の削減目標のうち10%については「省エネルギー生産管理チェックシート」の実践で対応できますが、残りの5%の削減はどのように取り組めば良いのですか。	<p>チェックシートの実践による10%の削減に加え、リース支援事業を活用したヒートポンプなど省エネ設備の導入や、自己資金での省エネ対策などに取り組んでいただき、これにより見込まれる燃油削減量を算定して産地全体(省エネ推進計画に参画する農業者の温室)で15%以上の削減目標となるように計画を立ててください(燃油使用量削減の根拠資料を添付)。</p> <p>また、No.13のとおり、これまでに取り組んだ省エネ努力分を燃油使用量削減目標に反映していただくことも可能です。</p>																						

No.	問	回答
9	<p><b>【目標達成の取組手段】</b> No.7の取組手段において、例えば、局所(株元・生長点)加温技術による省エネ対策、低温適応性品種への転換といった省エネ対策を目標達成のための取組として位置づけられませんか。</p>	<p>局所(株元・生長点)加温技術や低温適応性品種への転換などの省エネ対策についても積極的に実践していただき、見込まれる燃油削減量を算定して計画を立ててください(燃油使用量削減の根拠資料を添付)。</p>
10	<p><b>【削減目標の算定方法】</b> 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標(▲15%以上)の算定方法を教えてください。</p>	<p>施設園芸の加温に用いるA重油または灯油を対象とし、次式により燃油使用量の削減目標を算定します。  削減目標(%)=取組による削減量/現在の使用量×100  ○現在の燃油使用量(基準使用量)は、省エネルギー推進計画に参画する農家が経営する温室(計画該当品目)における燃油使用量(省エネルギー推進計画策定時点の直近7中5平均使用量※または、地域の標準的な使用量)とします。  ○取組による削減量は、  ①省エネルギー推進計画における必須取組である『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート』を活用した省エネルギー生産管理による燃油使用量削減として、一律10%の削減割合を設定して削減量を算定します。  ②残りの5%削減分は、省エネ設備の導入等による燃油使用量削減割合を算定し、①と合わせて15%以上の削減量を設定します。  ⇒ヒートポンプの場合には、『施設園芸ヒートポンプ版省エネ試算ツール』(施設園芸協会ホームページに掲載)を活用して削減量を設定。  ⇒ヒートポンプ以外の省エネ設備の場合には、メーカーカタログや公的試験研究機関による実証データ等に基づき削減量を設定。該当するデータがない場合は、上記試算ツールを活用して削減量を試算し、設定することも可能(例えば、内張について、1層のみの条件と2層での条件で燃油使用量を試算し、その差を削減量とする)。  ○灯油の場合は、換算係数(0.939)を用いてA重油使用量に換算します。</p> <p>※既存の省エネルギー推進計画(例えばH24先行実施分)に、新規加入農業者の取組計画を追加や既に入っている農業者が新たに省エネ設備をリース導入することにより、既存計画の変更を行う場合、新規加入農業者の取組計画における現在の燃油使用量(基準使用量)は、当該省エネルギー推進計画と整合をとった期間(H24先行実施分であれば、H17～23の7中5平均値)から設定し、当該省エネルギー推進計画の目標年度に向けて取組を推進してください。</p>
11	<p><b>【施設園芸ヒートポンプ版省エネ試算ツール】</b> 同じハウス内に暖房能力などの性能が違うヒートポンプを導入した場合、燃料削減率はどのように試算するのですか。</p>	<p>性能が違うヒートポンプで試算する場合は、性能の値を平均化し、その値を入力します。  例として定格暖房能力が10Kwのヒートポンプを1台、定格暖房能力が20Kwのヒートポンプを1台で試算する場合  <math>10Kw + 20Kw = 30Kw / 2台 = 15Kw / 1台</math>  となり、定格暖房能力の欄に入力する値は平均値である15Kwとなります。  なお、導入台数は実際に試算する台数を入力してください(例の場合は2台を入力します)。  ※「施設園芸ヒートポンプ版省エネ試算ツール」内で性能が違う欄は、定格暖房能力、定格消費電力、低温暖房能力、低温暖房能力、低温消費電力、温度設定範囲(暖房)、外気運転範囲(暖房)になります。</p>
12	<p><b>【新規参入等の取扱】</b> (新規参入者など)現在は加温設備を利用していない農家でも、省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができますか。その場合、当該農家の省エネ対策実施前の燃油使用量はどのように設定するのですか。</p>	<p>新規参入等の場合でも省エネルギー推進計画に参画して新たに省エネ対策に取り組むことができます。  新規参入等の場合は、当該品目に係る地域内の類似経営における平均的な燃油使用量を利用して現在の燃油使用量(基準使用量)を設定してください。この際は、確認できる根拠書類を添付してください。</p>

No.	問	回 答
13	<p>【先行的に省エネ努力に取り組んだ産地の取扱】 先行して省エネ設備を導入・利用するなど、これまでに産地の省エネ化に貢献してきたにもかかわらず、今後更なる取組により燃油使用量を大幅に削減することは難しく、省エネルギー推進計画の審査上不利になりませんか。</p>	<p>これまでに、先行的に設備投資を行ってきた農業者は、設備投資の償還と燃油経費の増加という二重のコスト負担を強いられる状況にあり、これらの影響緩和のための支援が必要と考えています。</p> <p>省エネルギー推進計画では、現在の燃油使用量(No.6、No.10参照)に対し、これまでの省エネ努力(省エネ設備導入等)による削減実績を含めて、計画終期における燃油使用削減量の目標として計上可能としています。</p> <p>また、省エネルギー推進計画の審査(燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げた計画の優先順位の決定)において、「産地の省エネ設備(ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備)普及率」をポイントの1つとして評価することとしています(No.16参照)。</p>
14	<p>【先行的に省エネ努力に取り組んだ産地の取扱】 省エネルギー推進計画の策定において、これまでの省エネ努力分はどのように反映させれば良いのですか。</p>	<p>省エネ努力を反映するため、省エネ設備導入前の燃油使用量直近7中5平均を「現在の燃油使用量」とし、目標燃油使用量は省エネ設備導入後の燃油使用量の平均を用いて算出します。</p> <p>①例えば、平成24事業年度に計画を策定する場合(この場合の直近7カ年:平成17～23年)、平成21年にヒートポンプを導入した温室の燃油使用量が、導入前(平成17～20年)は10KLであったものが、導入後は6KLになったとします。</p> <p>②「現在の燃油使用量」として、ヒートポンプ導入以前の使用量を算定します。この際、燃油使用量直近7中5平均を原則としますが、7ヶ年分のデータが揃わないときは、整理可能な加温年度(3年以上)の平均値、または地域の標準使用量が設定されている場合はその値に拠って下さい。(Q&amp;Aリース支援事業No.9)</p> <p>この事例において、省エネ設備導入前7中5平均がとれないとした場合、燃油使用量のデータは平成17～20年の4ヶ年分あり、平均10KLですので、これを採用します。</p> <p>③「目標燃油使用量」を算定します。</p> <p>この事例の場合、実際は、既に6KLの燃油使用量で経営が成り立っており、計画期間に省エネチェックシートを実践することで10%削減を見込んだ5.4KLを目標の燃油使用量に設定します。</p> <p>⑤この結果、燃油削減率は46%<math>[(10KL-5.4KL) \div 10KL]</math>となり、これまでの省エネ努力分が反映されることとなります。</p> <p>⑥なお、既に省エネチェックシートによる生産管理の取組を行っている場合も、同様の手法により算定して下さい。</p> <p>※既存の省エネルギー推進計画の目標燃油使用量に省エネ努力が反映されていない場合、27事業年度の変更申請の際に省エネ努力の反映を行うことは可能です。</p>
15	<p>【計画申請・承認手続】 省エネルギー推進計画の申請・承認手続は誰がどのように行うのですか。</p>	<p>支援対象者(No.3参照)が事業参加者(省エネルギー推進計画に参画する個々の農業者)の省エネ取組計画を取りまとめ、産地の省エネルギー推進計画として事業実施者(都道府県協議会)へ申請します。</p> <p>事業実施者は計画内容を審査のうえ、事業主体(全国団体)にその結果を報告し、事業主体からの予算配分(No.16参照)を踏まえて省エネルギー推進計画を承認します。</p> <p>なお、省エネルギー推進計画の申請に際しては、「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書」及び「施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書」など必要な書類を添付してください。</p>

No.	問	回答
16	<p>【審査方法】 省エネルギー推進計画の審査はどのように行われるのですか。また、省エネ設備のリース導入支援事業の審査との関係を教えてください。</p>	<p>1. 申請のあった計画を事業実施者(都道府県協議会)が審査し、審査結果を事業主体(全国団体)に報告します。審査のポイントは次のとおりです。 ① 燃油価格高騰緊急対策の趣旨に沿った計画内容であること ② 現在の燃油使用量に対し、15%以上の削減目標と目標達成に向けた取組が設定されていること ③ 目標達成に向けた取組手段が適切であること 2. 事業主体は、承認要件を満たす計画について、下記の『採択優先順位に係るポイント』の合計値(0.1ポイント刻みで評価)が高い順に採択優先順位を決定し、予算の範囲で事業実施者へ配分します。 ポイント①: 計画の燃油削減率 ポイント②: 現在の燃油使用量(対象品目の加温期総量) ポイント③: 現在の燃油使用量(対象品目の10a当たり使用量) ポイント④: 産地における省エネ設備普及率(ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備) 3. 事業実施者は予算配分を踏まえて計画承認手続を実施します。 4. 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業は、省エネルギー推進計画を実践するための取組手段であるため、承認された省エネルギー推進計画に位置づけられたものは、要件を満たしていれば全て承認されます。</p>
17	<p>【計画策定主体】 例えば、3戸の施設園芸農家で省エネルギー推進計画を策定する場合、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも可能ですか。</p>	<p>野菜、果樹または花きの施設園芸農家3戸以上で構成する農業者グループで、No.7記載の取組手段により15%以上の燃油使用量削減目標を掲げていたければ、省エネ設備を導入する農家が1戸のみでも構いません。</p>
18	<p>【計画策定主体】 例えば、大規模経営を行っている1戸1法人や単体の会社組織は、省エネルギー推進計画の策定主体になれませんか。</p>	<p>1戸1法人の場合、3戸以上で構成する農業者グループとはみなせないことから、周辺の他の農業者と一緒に省エネルギー推進計画を策定・申請してください。</p>
19	<p>【計画変更の取扱】 ① 例えば、計画参画者が健康上の理由で取組を続けられなくなった場合など、省エネルギー推進計画の変更は認められますか。 ② また、これまでに、24、25事業年度、26事業年度分として既に省エネ推進計画が承認されている場合、26事業年度二次公募や27事業年度分の申請時に、産地で合意が得られた取組を追加した現行計画の変更を行うことは可能ですか。</p>	<p>① 省エネルギー推進計画は、国の支援事業(省エネ設備リース導入支援、セーフティネットの構築支援)採択の根拠となる基本計画であり、計画参画者が健康上の理由等で取組を続けられなくなった場合でも、新たに参加者を募るなどして、産地としての燃油使用量削減目標や計画内容への影響を軽減するための努力が必要です。 ② 省エネルギー推進計画は、各事業年度分を区分して審査するため、承認済の現行計画に取組を追加した計画変更を行う場合は、26事業年度二次公募や27事業年度分の申請時に、全体を網羅した変更計画を申請し、承認を得ていただく必要があります。変更計画が承認されれば、追加分を含む取組が支援対象となりますが、不承認の場合は、承認済の現行計画の取組だけが支援対象となります。</p>
20	<p>【施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート】 ① 「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」とは、何ですか。 ② 前年に実施した項目をチェックすれば良いのですか。また、今回から新たに取組むことでも良いのですか。 ③ 例えば、何項目以上実践といったノルマが課されるのですか。 ④ 温室毎にチェック・提出する必要がありますか。</p>	<p>① チェックシートは、生産者段階で取り組む基本的な省エネルギー対策を取りまとめた「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改定版】(H25.12月、農水省生産局)」に基づき「暖房機の点検・清掃」、「適切な温度管理」、「温室の保温性確保」などの作業項目を自己点検しながら省エネ対策を進めるもので、省エネルギー推進計画に参画する全ての温室で取り組んでいただきます。 ② チェックシートでは、省エネルギー推進計画期間内に確実に実施可能な項目を自らチェックした上で、自助努力による省エネ対策に取り組んでいただくものです。また、今回から新たに取組むことでも可能です。 ③ 取組項目数のノルマは設定しませんが、燃油価格に影響されにくい経営構造を目指すためには省エネ生産管理の実践は急務であり、各々ができうる限りの項目に取り組んでいただく必要があります。 ④ チェックシートは、省エネルギー推進計画に参画する温室毎に記入していただきますが、提出していただく必要はありません(温室の入口に張るなどして、継続的な省エネ対策を実践してください)。</p>
21	<p>【取組の評価・報告の取扱】 省エネルギー推進計画における燃油使用量削減目標の達成状況について、評価または報告の義務はありますか。</p>	<p>省エネルギー推進計画に掲げた燃油使用量削減目標については、目標年度における燃油使用量の実績に基づき、目標の達成状況を事業実施者(都道府県協議会)に報告していただきます(この際、目標未達成の場合には、達成に向けた取組の方向性を明示してください)。</p>

No.	問	回 答
22	<p>計画申請に向けて、産地で準備すべきことや手順、スケジュールを教えてください。</p>	<p>【計画申請に向けた準備の内容・手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省エネルギー推進計画の策定主体(産地規模、参画農家等)を決めます。</li> <li>2. 個々の計画参画農家は、「省エネルギー取組計画」を作成し、これに基づいて支援対象者は、産地の省エネルギー推進計画を策定します。</li> <li>3. リース導入支援事業に取り組む場合の準備内容は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①導入する省エネ設備を選定する(機種、メーカー、台数等)。</li> <li>②共同申請者となるリース事業者を選定し、リース申込を行う。</li> <li>③リース事業者の審査(与信)を受ける。</li> <li>④リース事業者とともに、リース導入支援事業計画を作成する。</li> </ol> </li> <li>4. セーフティネット構築事業に申し込む場合の準備内容は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①個々の農家は、申し込む油種、積立コース、申込数量を決め、「省エネルギー取組計画」に記載する。</li> <li>②支援対象者は、①の申込み内容を取りまとめ、事業実施計画を作成するとともに、「積立契約申込書」と「燃油購入数量等設定申込書」を作成する。</li> </ol> </li> <li>5. 省エネルギー推進計画の策定主体代表者は、上記2.、3. 及び4. の作業状況を踏まえ、15%以上の燃油削減目標を掲げた省エネルギー推進計画を作成し、関係書類とともに承認申請を行います。</li> </ol> <p>【スケジュール】</p> <p>通常、当該年度の春に事業主体が公募を実施します。詳細は事業主体にお問い合わせ下さい。</p>

# 燃油価格高騰緊急対策Q&A

平成27年3月18日

## ○ 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業関係

No.	問	回 答
<b>事業全般</b>		
1	平成24年度までの農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）との違いは何ですか。	従来のリース支援事業は、個々の事業計画を審査して予算の範囲内で採択予定者を決定していたのに対し、本事業では、産地のマスタープランである省エネルギー推進計画を審査・承認し、承認された省エネルギー推進計画に位置づけられたリース支援事業は基本要件を満たしていれば全て承認されることとなります。 また、従来は単年度の事業実施期間としていましたが、本事業では基金方式により年度を越えた切れ目のない支援を行うものであり、これに伴って、従来は国の直轄採択方式としていた申請・承認手続を、本事業では基金管理団体が行う方式としています。 このほか、燃油使用量の削減を趣旨とする本事業では、LED電球は支援対象外としています。
2	1戸の農家でも事業に取り組むことは可能ですか。	省エネルギー推進計画の策定主体は、3戸以上の施設園芸農家を要件としています。一方、リース支援事業では、承認された省エネルギー推進計画に位置付けられたリース事業計画であれば、個々の農家とリース事業者との共同申請により事業に取り組むことが可能です。
3	対象となる油種は何ですか。	対象油種は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油です。
4	販売、展示用の温室に設備は導入できますか。	栽培の用に供する温室に限ります。
5	補助率（リース料のうち物件購入価格の1/2以内）の考え方を教えてください。	農業者がリース期間中に支払うリース料金には、設備取得価格のほか、保険料や金利が含まれています（詳細はリース事業者を確認してください）。 本事業は、これら農業者が支払うリース料金のうち、物件（設備本体）の購入費用（必要最低限の設置費用含む）の1/2以内を補助するものであり、これ以外の費用は補助対象外となります。
6	今回のリース支援事業への申請方法とリース契約方法について教えてください。例えば、協議会やJAの営農部会が省エネルギー推進計画を策定して事業申請する場合、リース事業者との契約は、個々の構成員ではなく協議会や営農部会で締結するのですか。	例えば、JAの営農部会が省エネルギー推進計画を策定した場合、リース支援事業の申請者は「部会構成員のうち省エネ設備をリース方式により導入する個々の農業者」と「リース事業者」との共同申請となります。 この際のリース契約は、省エネ設備をリース導入する個々の農業者とリース事業者で締結していただきます。
7	温室を別の補助事業で設置し、省エネ設備を今回のリース支援事業で導入することは可能ですか。	可能ですが、別の補助事業で温室または内部装置としての加温設備等を設置した場合、その補助事業において財産処分手続が必要となる場合がありますので、事前に確認しておいてください。
8	添付資料：「設置場所の状況を確認できる資料」とは、どのような書類を添付するのですか。	設備を導入する温室の場所が農業振興地域内又は生産緑地地区内にあることを確認できれば構いません。例えば、市町村が発行する証明書や農業振興地域が記された地図（温室の場所を追加記入）などが考えられます。
9	現在の燃油使用量とは、どのような期間でどのように算出するのですか。	原則として、本事業により省エネ設備を導入予定の温室における直近7カ年の加温年度の燃油使用量（原則として7中5平均値。これが困難な場合は、直近7カ年の中で整理可能な加温年度（3年以上）の平均値）により算出してください。また、地域で品目別に標準使用量が設定されている場合は、これを基準として利用することも可能です。
10	添付資料：「設備を導入する温室の写真（内部、外観を3ヶ月以内に写したもの）」は、温室毎に撮影するのですか。また、デジタルカメラで写したのもよいのですか。	設備を導入する全ての温室ごとに撮影してください。 デジタルカメラの撮影で差し支えありませんが、プリンターで印刷する際は、可能な限り鮮明に印刷してください。その際は、画像の加工処理等は行わないようにしてください。
11	添付資料：「設備を導入する全温室の敷設場所概略図」は、インターネットの地図を利用（コピーして貼付）してもよいのですか。	差し支えありませんが、不必要なマーク等は除いてください。
12	土地と温室が他人名義の場合、申請は可能ですか。	要件設定はしていませんので申請は可能ですが、事前に所有者の同意を得てください（同意書の添付等は求めません）。
13	中古物件は事業の対象となりますか。	本事業では新品の物件のみを対象としており、中古物件は補助対象となりません。

No.	問	回答
14	設備を導入する温室の強度等の基準はありますか。	設備を導入する温室については、リース支援事業により導入する設備と一体的な利用管理を行う上で、不都合のない耐用年数を有している必要があります。「温室の残存耐用年数≧省エネ設備の耐用年数」であることが確認できない場合は、根拠資料(温室写真、一級建築士やハウスメーカー等による温室強度の確認証明)の提出を求める場合があります。
<b>リース契約関係</b>		
15	事業のリース契約期間について教えてください。	本事業の対象となるリース契約におけるリース期間は、4年以上で当該物件の法定耐用年数までです。なお、税務上の適正なリース期間の下限が以下のとおり定められています。省エネ設備は、農業用設備として法定耐用年数は7年とされているため、可能なリース契約期間は4年から7年となります。 ◇ 税務上の適正リース期間の下限 法定耐用年数10年未満の場合、法定耐用年数×70%で計算した年数以上。 法定耐用年数10年以上の場合、法定耐用年数×60%で計算した年数以上。 [1年未満の端数切り捨て]
16	リース契約はいつまでに締結すればよいのですか。また、いつまでに事業完了すればよいのですか。	補助金の交付決定通知を受けてから、速やかにリース契約を締結してください。本事業では、リース契約の締結をもって「事業着手」となります。また、事業完了(設備利用者へのリース物件の引渡し)は必ず計画を策定した事業年度末までに行い、その後速やかに実績報告書を提出してください。
17	事業申請前に締結したリース契約は対象となりますか。	事業申請前に締結したリース契約は補助対象となりません。都道府県協議会へ事業申請され、審査を経て補助金の交付決定後にリース契約締結されたものが補助対象となります。
18	リース物件の設置費も補助対象になるのですか。	本事業は、リース事業者が購入する設備本体の費用及び必要最低限の設置工事費用の1/2以内を補助するものです。
19	リース料の支払が毎月均等でないリース取引でも事業の対象となりますか。	支払方法についてはリース事業者との契約で定められるものであり、補助事業では特に規定していません。ただし、税務上の適正リース期間の下限(No.15参照)より短い支払期間とならないよう留意してください。
20	リース事業者は農協でもよいのですか。	本事業では、リース事業者の限定はしていませんので、農協がリース事業者でも差し支えありません。
21	設備を導入した農業者がリース期間中に健康上の理由等で営農を続けられなくなった場合、どうすればよいのですか。	本事業におけるリース契約期間は、4年間から法定耐用年数までの範囲内としており(No.15参照)、リース契約から4年を経過しない間の経営の中止等にあつては、補助金返還を求めざるを得ない場合もあります。したがって、当該農業者の親族等に営農を継続してもらうなどして、リース契約の解約が生じないようにしてください。
22	天災等でリース物件が全壊した場合のリース契約の解約は、補助金返還の対象となりますか。	個別具体的に確認・精査させていただきますが、一般に、天災等により、リース物件が消失した場合のリース契約の解約は、補助金返還の対象とはなりません。
<b>対象設備関係</b>		
<b>ヒートポンプ</b>		
23	ヒートポンプを導入するためには電気工事が必要ですが、補助対象になりますか。また、既存の燃油焚き加温機の移設経費は補助対象になりますか。	設備利用に必要な最低限の電気工事は補助対象となります(No.18参照)。また、団地規模でのヒートポンプ導入等に伴って、高圧受電設備(キュービクル)の設置が必要となる場合も、設備費及び設置に必要な電気工事が補助対象となります(ただし、本事業以外で導入された電気設備と共用する場合は本事業による導入設備相当分のみ※)。なお、既存の燃油焚き加温機の移設経費は補助対象になりません。 ※1 例えば、①本事業でH24事業年度(またはH25事業年度)に導入した既設のヒートポンプに加え、②H26事業年度に別の温室でヒートポンプを導入することに伴い、③キュービクルの設置が必要となる場合、③に係る経費はすべて補助対象になります。 ※2 また、①既設のヒートポンプ(過年度の他事業で導入または自己資金で導入)やその他の既設電気設備に加え、②本事業で別の温室にヒートポンプを導入することに伴い、③キュービクルの設置が必要となる場合、③の経費のうち②に係る設備相当分(契約電力量による按分)が補助対象になります。
24	電気式ヒートポンプ以外のガスヒートポンプ、灯油ヒートポンプ、水熱源式ヒートポンプを導入したいのですが、補助対象となりますか。	燃油使用量の削減という事業趣旨から、灯油等の石油燃料を利用するヒートポンプは対象となりません。ガスヒートポンプ、水源熱式ヒートポンプは、電気式ヒートポンプと同水準の省エネ効果(燃油使用量削減)やランニングコストの低減が認められる場合には補助対象となります。 なお、地中熱や地下水を利用したヒートポンプにあつては、地中部に設置される井戸や地中熱交換器、及びこれらの掘削工事に係る費用は、補助対象となりません。

No.	問	回 答
25	過去に自己資金でヒートポンプを導入している温室に、ヒートポンプを追加導入することはできますか。また、耐用年数を経過し、使われなくなったヒートポンプを廃棄して新たに導入する場合、補助対象となりますか。	既設のヒートポンプの台数のみでは能力が不足している場合に限り、機能向上を図るための追加導入は可能です(ただし、追加導入後もハイブリッド方式による加温が必要です)。この場合は、燃油使用量削減効果が向上する根拠資料を必ず添付してください。また、耐用年数を経過したヒートポンプを廃棄して新たに導入する場合も本事業の補助対象となります(廃棄に係る費用は補助対象外)。ただし、この場合も、廃棄した設備の設置当時の機能に比べ機能向上が図られる場合に限りです。上記と同様に、燃油使用量削減効果が向上する根拠資料を添付する必要があります。
26	本事業で冷房や除湿を目的としたヒートポンプ導入はできますか。	本事業は、加温用の燃油使用量を削減する取組に対して支援するものであり、冷房や除湿を目的とした省エネ設備導入の場合は補助対象となりません。なお、事業の目的を達成したうえでヒートポンプを冷房や除湿に有効活用していただくことは差し支えありません。
27	ヒートポンプを導入する温室面積に対し、台数制限はありますか。	温室面積当たりの導入台数等は特に規定していませんが、以下の考え方にに基づき、温室の条件から見て適正であり、かつ、過大なものとならないようにする必要があります。 一般に、加温用としてヒートポンプを導入する場合、全暖房負荷をヒートポンプのみで賅うことは非現実的であり、既設の燃油焚き加温機と組み合わせたハイブリッド方式を採用することとなります(本事業におけるヒートポンプ導入の際もハイブリッド運転を要件)。 導入計画(設備能力、導入規模)の検討に当たっては、個々の温室の条件(品目、管理温度、外気温など)を考慮したシミュレーションにより最経済的な導入計画を決定します。
28	「ヒートポンプと燃油暖房機が一体となった設備」は支援対象設備となるのですか。	燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を目的とした本事業では、ヒートポンプ等の省エネ設備を支援対象としており、石油燃料焚き加温機(燃油暖房機)は支援対象としていません。 したがって、「ヒートポンプと燃油暖房機が一体となった設備」についてもヒートポンプ相当分を支援対象とし、燃油暖房機相当分は支援対象としません。
29	水耕栽培における養液の加温・温度調節用としてヒートポンプを導入する場合、本事業の支援対象設備となるのですか。	本事業で支援対象としているヒートポンプはハイブリッド方式(従来の燃油暖房機との併用運転)を要件としています。 したがって、養液の加温・温度調節用としてヒートポンプを導入する際に本事業を活用される場合は、「その他の設備」として申請していただく必要があります(「その他の設備」に係る解説はNo.47、48を参照ください)。
30	H24事業(またはH25事業)によりヒートポンプを導入していますが、H26事業を活用して同じ温室に内張多層化設備を導入することは可能ですか。	可能です。この場合、ヒートポンプ導入効果に加え内張多層化による保温性向上効果(暖房負荷抑制)により、さらなる燃油消費量の削減が期待できます。同様に、H24事業(またはH25事業)によりヒートポンプを導入した温室にH26事業で外張多重化設備や循環扇を導入することも可能です(ただし、同一温室でのヒートポンプの追加導入は、No.25の場合以外は認められません)。 この際の「平成26事業年度 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書」は以下の点に留意のうえ作成してください(H25事業でヒートポンプを導入した温室にH26事業で内張多層化設備を導入する場合の例)。なお、事業実施状況報告についてもこれに準じて作成してください。 ●『第1 目的』 「H25事業でヒートポンプを導入した温室にH26事業を活用して内張多層化設備を導入することにより、さらなる燃油使用量の削減を目指す」旨を明記する。 ●『第3 燃油削減予定量』 「現在①」の欄は、H25事業実施計画の数値を転記する。 「予定量②」の欄は、ヒートポンプ及び内張多層化設備の導入により見込まれる削減量を勘案した数値を記載し、下段に『ヒートポンプ導入による削減量:○○L、内張多層化設備導入による削減量:○○L』と明記する。 ●『添付資料』 所定の添付資料に加え、『H25事業実施計画書』を添付する。 ※ 省エネルギー取組計画【H26事業年度(継続)】は、上記のリース導入支援事業実施計画を踏まえて作成する。
<b>木質バイオマス利用加温設備</b>		
31	木質バイオマス利用加温設備を導入する場合、建屋や加温機設置のための基礎、燃料搬送装置等が必要になりますが、どこまでが補助対象となりますか。	本事業は、リース事業者が購入する設備本体の費用、温室への設置工事費用の1/2以内を補助するものです。 したがって、加温機本体、燃料用サイロ及び燃料搬送装置と、これらの設置に必要な工事費が補助対象となります。 一方、加温機格納用の建屋、燃料保管倉庫などは補助対象となりません。

No.	問	回 答
32	現在、燃油加温機と木質バイオマス利用加温設備のハイブリッド方式で加温していますが、燃油加温機に替えて木質バイオマス利用加温設備を追加導入することは可能ですか。	木質バイオマス利用加温設備については、ヒートポンプのように必ずしもハイブリッド方式による加温を補助要件としていないため、燃油加温機に替えて追加導入することは可能です。ただし、導入計画(設備能力、導入規模)の検討に当たっては、最経済的なものとなるよう留意してください。
33	燃料に制限はあるのですか。	木質バイオマスである木質チップや木質ペレット、薪を燃料とした加温設備を補助対象としています。
34	燃料(ペレット、チップ、薪)の原材料に制限はあるのですか。	制限はありません。未利用間伐材、製材工場等残材、建設現場や住宅などを解体する時に発生する木材などいずれの原材料の場合でも差し支えありません。
<b>外張多重化設備・内張多層化設備</b>		
35	外張多重化設備、内張多層化設備をリース導入する場合、耐用年数はどのように判断すればよいのですか。	対象設備(被覆資材のほか多重化・多層化に必要な装置を含む)の法定耐用年数は7年ですが、4年以上であれば、7年未満のリース契約を行うこともできます。ただし、7年未満のリース契約の場合、補助率が下がります。
36	温室のフィルムやガラスの張り替え、遮光カーテンは対象となりますか。	いずれも単品の資材であり、補助対象設備とはなりません。
37	自己資金で温室を多重化・多層化していますが、老朽化により保温効果が確保できないため、本事業により新たに設備導入を希望しますが、可能ですか。	既設設備の単純更新(入替)はできませんが、既設の設備(設置当時の機能)に比べて機能向上(燃油使用量の削減効果)が図られる場合は、本事業を活用した導入が可能です。この場合は、燃油使用量削減効果が向上する根拠資料を必ず添付してください。
38	外張多重化、内張多層化については、屋根部分だけでは認められませんか。	温室内の保温性を高めて確保する上で屋根部分以外も重要なため、一部の多重化、多層化では補助対象となりません。 ただし、空気膜二重被覆(外張材及び内張材へ強制的に送風し空気層を作る設備)にあっては、屋根部分のみでも補助対象となります。
39	外張設備の多重化は、送風機を必ず使用しなければなりませんか。	2重張りの被覆資材の間隔が確保でき、断熱層(空気層)が確保される構造であれば、必ずしも送風機を使用しなくても差し支えありません。
40	外張多重化設備を設置するために、既存温室の補強が必要となる場合、この材料費・工事費は対象となりますか。	多重化設備経費のみ補助対象となりますので、温室の補強に係る経費は補助対象外です。
41	内張多層化設備の多層化とは何層以上ですか。	内張設備の多層化とは、2層以上を指します。
42	新たに内張設備の多層化に取り組みたいと考えていますが、補助対象となりますか。	本事業を活用して新たに内張設備の多層化に取り組む場合、多層化となる2層目にかかる経費が補助対象となります。1層目の設備にかかる経費は、ご自身で負担していただきます。
43	現在の内張設備と屋根面との間が狭いため、重ね張りをしたいのですが認められますか。	被覆資材の間に断熱層(空気層)ができないと保温性が低下するため、重ね張りは多層化とは認められません。
44	内張設備を多層化にする場合、間隔をどれくらいあげればよいのですか。	内張と内張が密着すると保温性が下がりますので、保温性を確保するために設備の間隔は15cm程度あける必要があると考えます。
45	内張設備は、電動巻き取りでなく手動巻き取りの設備でも補助対象になりますか。	手動巻き取りの設備も対象になります。
46	複層資材を使用した内張設備は、2層と見なせませんか。	2層と見なせません。

No.	問	回 答
<b>その他設備関係</b>		
47	<p>「その他の設備」として事業申請する際に準備すべき資料や留意点をおしえてください。</p>	<p>「その他の設備」とは、ヒートポンプ等の補助対象設備と同様に、加温に用いる燃油使用量の節減効果が客観的に認められる設備を指します。</p> <p>「その他の設備」による事業申請の際は、「燃油節減効果が客観的に認められる」ことを審査させていただくため、経験のある公的試験研究機関による比較試験（導入地域における加温時期連続おおむね3カ月以上）結果により、当該設備の暖房効率、燃油削減効果、コスト回収期間、収量や品質への影響等を明示していただく必要があります。</p> <p>なお、上記の試験方法、試験データの妥当性の判断に関してご不明な点があれば、事業主体までお問い合わせください。</p>
48	<p>「その他の設備」として過去に承認された設備を申請する場合は、「燃油節減効果が客観的に認められる」ことが分かる導入地域による比較試験結果を提出しなくてはなりませんか。</p> <p>また、経験のある公的試験研究機関による比較試験結果がない場合、民間企業等で行った比較試験結果のデータを提出することは可能ですか。</p>	<p>No.47で記載してあるように「その他の設備」は、「燃油節減効果が客観的に認められる」ことを審査します。</p> <p>このため、申請にあたっては過去に承認された設備であっても、「燃油節減効果が客観的に認められる」ことを判断出来る経験ある公的研究機関による導入地域における比較試験結果等を提出していただく必要があります。</p> <p>なお、民間企業等で行った比較試験結果は、「燃油節減効果が客観的に認められる」資料とは認められません。</p>
<b>その他関係</b>		
49	<p>この事業は、会計検査の対象になるのですか。</p>	<p>本事業も補助事業であることから、会計検査対象事業となります。</p>
50	<p>物件の見積りはどのように取ればよいのですか。</p>	<p>物件の見積りは特定の設備について、2社以上の販売店等から見積りをとってください。当該設備の販売店等が1つしかない場合は、同種同能力の設備について他の販売店等から見積りをとっていただき、安いものを選択していただく必要があります。</p> <p>見積りを取り、物件を決定した上で、リース事業者とリース契約の条件について調整してください。</p>
51	<p>補助金は、誰がいつ頃受け取ることができますか。</p>	<p>補助金はリース事業者を支払われます。補助金は実績払いとなりますので、リース物件の引渡（事業完了）後に実績報告書を提出していただき、審査等の手続き終了後に支払いとなります。</p>
52	<p>補助事業で導入した設備により新たな作物（野菜）の栽培を予定していますが、燃油使用量の実績をどのように算出すればよいのですか。</p>	<p>新たな作物を栽培する際に必要な燃油使用量は、設備を導入しようとする温室条件（面積や作型等）が類似した近傍地域の温室の使用量を参考として算出してください。</p>
53	<p>関係書類（実施計画承認申請書、交付申請書、実績報告兼補助金請求書等）に使用する印鑑は異なってもよいのですか。</p>	<p>関係書類に使用する印鑑は事業申請者としての本人確認の必要性から、原則、同一の印鑑を使用してください。</p>

# 燃油価格高騰緊急対策Q & A

平成27年3月18日版

## ○ 施設園芸セーフティネット構築事業関係

No.	問	回 答
<b>全 般</b>		
1	セーフティネットの対象となる期間は具体的に何月から何月ですか。	施設園芸における燃油需要期である毎年11月から翌年4月までの6ヶ月間を基本的な対象期間とします。 ただし、産地の作型等を勘案し、事業主体の特認として、毎年12月から翌年5月、あるいは、毎年10月から翌年3月の各6ヶ月間を対象期間とすることができます。 なお、対象期間は、支援対象者ごとに、いずれか1つの対象期間を選択していただきます。支援対象者の構成員の農家が異なる対象期間を選択したい場合は、別の支援対象者を組織して申請していただく必要がありますのでご留意ください。
2	対象となる油種は何ですか。	対象油種は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油です。
3	灯油について、施設園芸の用に供するものとそれ以外の用に供するものをどのように区分すればよいのですか。	セーフティネットは、燃油の購入量に対して補てん金が支払われるため、購入時点において、セーフティネットの対象になる使途と対象にならない使途の区分ができていない必要があります。 灯油について、購入時点において、セーフティネットの対象とならない家庭暖房用などと区分し、かつ、流用等ができないように管理できている場合にセーフティネットの対象とするようにしてください。
4	セーフティネットの発動基準価格は具体的にいくらでしょうか。	セーフティネットの発動基準については、基準価格(過去のA重油価格の7中5平均、76.7円/リットル)に発動基準率(原則115%)を乗じた価格(原則88.2円/リットル)です。 なお、特例措置として、平年の平均気温を下回る地域においては、事業実施者の県協議会からの申請により、月の平均気温の平年差に応じて発動基準価格を引き下げることが可能です。 <b>【発動基準価格の特例措置】</b> 原 則 発動基準価格:88.2円/リットル(発動基準率115%) (特例)月の平均気温平年差 △0.1℃～△0.4℃:84.4円/リットル(発動基準率110%) △0.5℃～△0.9℃:80.5円/リットル(発動基準率105%) △1.0℃～:76.7円/リットル(発動基準率100%)
5	積立の単価は個々の農業者が選択できるのですか。	積立の単価は、個々の農業者が次のいずれかを選択できます。 ○A重油価格の130%相当までの高騰に備える場合:11.5円/リットル(灯油は12.2円/リットル) ○A重油価格の150%相当までの高騰に備える場合:26.9円/リットル(灯油は28.5円/リットル)
6	セーフティネット発動の判定は何時、どのように行うのですか。	セーフティネットの発動は、対象期間中の各月ごとに、毎月公表される「農作物価格統計調査」(農林水産省大臣官房統計部)において、A重油の全国価格が発動の基準となる価格を上回ったかどうかにより、事業主体が判定し、生産局長と協議の上決定します。
7	セーフティネットが発動した場合、補填金はいつごろ支払われるのですか。	発動後、農業者が実際に購入した燃油量を報告を受け、事業実施者の県協議会から補てん金を交付することになります。 支払のタイミングは、各県協議会が決めることとなりますが、概ね、発動月の翌々月を想定しています。
<b>積立契約関係</b>		
8	積立契約とは何ですか。	積立契約は、支援対象者の農業者組織と事業実施者の県協議会とが締結するセーフティネットへの加入のための契約です。 積立契約の契約期間は、原則として、契約日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、本事業の実施期間の末日(平成28年4月末(又は5月末)までの間で、積立金の納付、補てん金の支払い等のセーフティネットの枠組みを取り決めます。
9	積立契約はいつ結ぶのですか。	積立契約は、県協議会から省エネルギー推進計画及び事業実施計画の承認を受けた後に、締結します。 県協議会設立後、当該年のセーフティネットの対象期間の開始前に締結することになります。

10	複数の積立契約を結ぶことができますか。	積立契約は、農業者組織ごとに1つを結ぶのが基本です。 農業者組織の構成員である農家が、複数の農業者組織に入っている場合は、当該農家にとって複数の契約があることとなります。この場合、数量申込みや燃油購入伝票がそれぞれの組織で峻別できる必要があります。
11	加入組織は、積立契約が締結された証拠として、手元にどのような書類を持つことになりますか。	事業実施者である県協議会は、積立契約を締結した時は、加入組織に積立契約締結完了通知を送付します。
12	加入組織(及びその構成員)が提出した書類に虚偽の記載があった場合など、加入組織が積立契約上の義務を怠った場合にどのように対応するのですか。	事業実施者である県協議会が事業主体の承認を得て定める本事業の業務方法書において、加入組織が提出した書類に虚偽の記載があった場合等については、県協議会は補てん金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した補てん金の全部又は一部を返還させることができる旨が規定されます。
13	加入組織の名称や住所が変更された場合には、どのように対応するのですか。	加入組織の名称や住所に変更があった場合は、速やかに事業実施者の県協議会に「積立契約変更届出書」を提出して下さい。
<b>数量申込関係</b>		
14	数量申込みとはどのようなものですか。	数量申込みは、セーフティネットに加入しようとする農業者組織が、その構成員が事業の対象期間中に購入する予定の施設園芸用燃油の量を申し込むものです。 数量申込みで申し込んだ数量は、加入組織が納付する積立金の額の算定基礎となります。
15	数量申込みはいつ行うのですか。	数量申込みは、農業者組織が事業実施者の県協議会に省エネ推進計画と事業実施計画を提出する際に行います。
16	申請する数量はどのように決めればよいのですか。	農家個々が、自分の過去の施設園芸用燃油の使用量等を参考にして、対象期間に実際に購入すると考えられる数量を申し込んで下さい。 何らかの理由で過去の実績と比べて多い購入数量の申込みをする場合は、その理由をきちんと説明できるようにしておく必要があります。 事業実施者の県協議会は、申込み者の経営面積等から見て過大ではないか等の確認を行うこととなります。
17	数量申込みで申し込んだ施設園芸用燃料の購入予定数量は変更できるのですか。	数量申込みで申し込んだ購入予定数量は、原則として、対象期間中の変更はできません。
18	申し込む数量の単位は何リットルですか。	申し込む数量は、1リットル単位(小数点以下切り捨て)となります。 また、積立額の計算(単価×申込数量)は、100円単位で切り捨てとなります。
19	申し込む数量の上限及び下限はあるのですか。	申し込む数量に上限及び下限はありません。 ただし、過去の燃油使用量と比較して多い場合は、その妥当性について事業実施者の県協議会が確認することとなります。 また、0リットルでの申込みはできません。
<b>積立関係</b>		
20	積立はどのように行うのですか。	セーフティネットの加入組織は、対象期間の開始前までに、事業実施者の県協議会が定める方法に従って積立金を納付します。積立金の納付は一括払いで行います。
21	積立の額はどのように算出するのですか。	積立額は、農家ごと(又は農家が選択した油種ごと)に、数量申込みで申し込んだ購入予定数量に積立単価を乗じ、さらに1/2(農業者負担分)を乗じて算出します。
22	数量申込書の積立金の額は、何円単位で記入するのですか。	積立金は、農家ごと(又は農家が選択した油種ごと)に、100円単位で取り扱います。したがって、対象数量と積立単価を乗じさらに1/2を掛けて、計算結果を切り捨てにより100円単位として記載してください。
23	積立金に対する税制の優遇措置はないのですか。	積立金は預け金であり、税制の優遇措置はありません。
24	積立金は、税務上、経費に該当するのですか。また、解約により積立金が返還された場合、税務上、どのような扱いをすればよいのですか。	積立金は預け金であり、税務上、経費には該当しません。したがって、積立金の解約等により返還された積立金の残額は収益にはなりません。
25	補填があった場合、積立額はどうなるのですか。	補てん金は、国と加入組織(農家)が積み立てた資金から支払われます。補てん金の半分は加入組織(農家)の積立金から支出されることから、補てんがあった場合、加入組織(農家)の積立金は支払われた補てん金額の半額分減少します。
26	積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。	事業実施期間が終了し積立契約が終了した場合は、県協議会に造成した資金のうち加入組織の積立分を算出し、返還することとなります。

購入数量の報告関係		
27	月ごとの施設園芸用燃料の購入数量とは何のことで すか。	その月に購入し納品された施設園芸用燃油の数量を指します。その月に含まれるか否かの仕分けは、購入伝票や納品書等に記載された日付で行います。このため、購入数量を確認するための納品書及び領収書が必要となりますのでご注意ください。
28	納品書を紛失した場合はどうすればよいのですか。	納品書を紛失した場合は、購入元の責任者から納品を証明する書類を提出していただく必要があります。
29	購入実績報告の際、数量設定した燃油を全量施設園 芸用に使用したか不明な場合や納品伝票を紛失した 場合はどのようにしたらよいのですか。	補てんの対象となる燃油の購入数量を証明する責任は加入組織(農家)にあります。適切な証拠書類(領収書及び納品書等の裏付けとなる帳票)を用意できない場合は、その分の燃油の購入数量を補てんの対象外としてください。なお、農協等から燃油を購入した場合においては、農協等が管理する販売データを用いて購入実績を証明することとしても差し支えありません。
30	月ごとの購入実績について、報告後に修正できま すか。	購入実績の報告については、事業実施者の県協議会が定める報告期限を過ぎてからの修正は困難です。
31	翌月以降における補填の可能性を留保しておくため、 購入実績の報告を意図的に少ない数量で行うことは 可能ですか。	月ごとの購入実績の報告において、実際より少ない数量が報告された場合には、その報告に基づいて算定された額の補てん金が支払われます。その場合、報告されなかった購入実績をそれ以降の別の月に報告することはできません。
32	数か月先に使用する燃油も含めて購入した場合、セー フティネットの対象となる燃油量をどう判断するの でしょうか。	その月に購入されたことの判断は、購入伝票のほか、納品書の日付で確認します。
33	気温が低かったことから、申込み数量以上の燃油を使 用したのですが、セーフティネットの対象となります か。	対象となりますが、補てん金の総額は、積立金残額の2倍が限度となります
34	口座振込の場合、購入実績の報告に必要な書類はど のようなものですか。	燃油の購入実績の報告では、代金を支払ったことを確認するため領収書等の提出が必要ですが、口座振込等で購入元から領収書等が出されない場合もあります。この場合には、購入元から代金を領収した証明書を出してもらうか、振込明細書及び通帳の振込部分の写し等で燃油代金を支払ったことを確認できる証拠書類を提出してください。
補填関係		
35	補填金は、税務上どのような扱いになるのですか。 また、課税事業者の農業者が補てん金を受けた場合、 仕入れに係る消費税相当額の取扱いはどうなります か。	補てん金の内訳は、1/2が自らの積立金で、1/2が国による助成金です。このため税務上、国の助成分については(適切な費目に計上して)益金として処理することが必要です。自らの積立分については、預け金である積立金が払い戻されたものとして取り扱います。また、当該補てん金は、補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額が含まれる補助金とは異なるため、仕入れに係る消費税相当額の該当はありません。
36	補填金の送金手数料は誰が支払うのですか。	事業実施者が補てん金を加入組織に支払う際の送金手数料は、推進事業でまかなうほか、加入組織の負担とすることができます。その場合、補てん金のうち加入組織の積立分から控除する方法が可能です。
37	支払われた補填金を加入組織でプールしても構いま せんか。	加入組織である農業者組織(支援対象者)の構成農家の合意のもと、組織でプールすることは問題ありません。
38	補填金は、何円単位で支払われるのですか。	補てん金は、1円単位で交付されます。
39	補填単価が著しく少ない場合も想定されるが、こうし たときにも必ず補填は行われるのか。	補てん単価は、原則として計算式から算出される値を使用しますが、これが著しく少ない場合等については、補てん交付の実施の有無も含め、事業主体と生産局が協議して決定することになります。
40	補填金が支払われないのはどのような場合ですか。	補てん金を交付する月が連続するなどにより、対象期間の途中で積立金が0になった場合は、それ以降の補てん金の支払いは行われません。
41	補填金交付対象とならなかった当該月の購入数量 は、次回の補填に当たり、加入当初に設定した燃油購 入予定数量から控除されるのですか。	購入数量については、補てんが実施される月のみ報告をしていただくことになっており、当初に設定した燃油購入予定数量から控除されるのは、補てん金交付の対象となった数量のみです。ただし、地域の作型等の状況からみて、報告数量に疑義のある場合は補てんの実施や時期に関係無く報告を求めることがあります。

## その他関係

42	積立契約は解約できますか。	加入組織は事業実施者の県協議会に解約を申し出ることにより、契約期間の途中で積立契約を解約し、積立金の残額を受けることができます。
43	複数の加入組織に参加し複数の積立契約を持つ者については、補填の実施に際して購入数量実績がダブルカウントされる可能性があります、防止措置はあるのですか。	事業実施者の県協議会が、加入組織の構成農家の氏名等の照合を行い、補てんの対象となる購入数量等についてチェックすることになります。

# 燃油価格高騰緊急対策Q & A

平成27年 3月18日版

## ○ 事業手続関係

No.	問	回 答
1	申請時期はどのようになりますか。	申請時期は、事業主体である全国団体が定めることとなりますが、通常、当該事業年度の春に公募を実施します。 詳細は全国団体にお問い合わせ下さい。
2	24、25事業年度に取り組んだ地区が、26事業年度に継続して申請する場合、優先採択はありますか。特に、セーフティネットに加入している場合はどうなりますか。	24、25事業年度にセーフティネットに加入し、26事業年度までの積立契約を締結している支援対象者の構成員の農家については、継続性の観点から26事業年度に優先的に採択することを考えております。 ただし、当該地区が、追加的に行うリース支援事業については、他の地区と同様に、省エネルギー推進計画のポイントによる順位付けによって採択をすることとします。

## ○ その他関係

No.	問	回 答
1	きのご類は対象になりますか。	きのご類は対象となりません(ただし、マッシュルームを除く)。
2	野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家は対象となりますか。	本事業の対象となる施設園芸を営む農業者には、野菜、果樹、花きの種苗を生産する農家も含まれます。
3	施設園芸に新規に参入した者や、新たに施設を増設した者についても対象になりますか。	新規参入者や、施設を増設により、当該農家の燃油使用量が増加することとなりますが、その農家が参加する農業者組織全体において、省エネ推進計画の燃油使用量削減目標(現状から15%以上削減)を達成することができる場合は、本対策の対象となることができます。